

「瀬戸内玉野観光ガイド」  
公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、「瀬戸内玉野観光ガイド（以下「協会WEBサイト」という。）」に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「瀬戸内玉野観光ガイド」とは、公益社団法人玉野市観光協会（以下「協会」という。）が管理・運営する玉野市の観光情報サイトをいう。

(2) 「広告」とは、画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するWEBサイトにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格・掲載位置等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

パターン1の場合

- ① 大きさ 縦240ピクセル×横460ピクセル
- ② 形式 JPEG又はPNG

パターン2の場合

- ① 大きさ 縦113ピクセル×横338ピクセル
- ② 形式 JPEG又はPNG

2 広告枠の掲載位置は、各ページのフッター等、当協会が指定する場所とする。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、協会WEBサイト、その他協会の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込のあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(広告の範囲)

第5条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、協会WEBサイトに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの、又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの、又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの、又はそのおそれがあるもの

- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの、又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの、又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護、又は健全育成の観点から適正でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと当協会が判断するもの

(掲載決定順序)

第6条 掲載申込のあった広告(前条各号のいずれにも該当しないものに限る。)は、第5条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

2 前項の審査において、広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 当協会会員及市町村
- (2) 観光関連団体
- (3) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有する
- (4) 多くの観光客の利用が見込まれるもの

3 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合で、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告の掲載料)

第7条 広告掲載料は、別途定めるものとする。なお、消費税改定等の理由により掲載料を変更する場合がある。

2 掲載する場合は、前項の規定で定めた広告掲載料を、当協会が発行する請求書に基づき、指定日までに支払うものとする。

第8条 広告の掲載期間は、1年間とし、その後も更新することができる。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、所定の“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載申込書”に広告掲載を希望する月の前月1ヶ月前までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 当協会は、前項の規定による掲載申込があった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、企業概要等の資料の提出を求めることができる。

3 当協会は、掲載申込みがあったときは、第5条及び第6条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載決定通知書”又は“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告非掲載決定通知書”により通知する。

第10条 第9条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、当協会が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、当協会が指定する期日までに当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、公益社団法人玉野市観光協会ホームページ掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第5条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認しなければならない。

3 当協会は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 当協会は、第10条の規定により、広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

第13条 当協会は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第14条 当協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき。
- (3) 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき

2 当協会は、前項の規定により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、広告掲載中、広告内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ当協会に対し連絡し、第11条の規定に準じて、広告を作成し提出するものとする。

2 広告主は、リンク先を変更しようとする場合は、あらかじめ当協会に対し連絡し、変更先のリンク先を提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第11条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 当協会は、原則として支払を受けた広告掲載料については返還しないものとする。

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた公益社団法人玉野市観光協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(協議)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。